ACSES ニュースレター_２４２２号（2022 年 12 月２日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇カセットコンロのボンベ破裂か 客が重体 お好み焼き鉄板の席で〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
[2]［特集］新型コロナウイルス感染症
［状況］
◇省庁発表
［対策・予防］
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3]「新たな化学物質規制を踏まえた自律的な化学物質管理促進セミナー」の動画配信について〈厚生労働省〉
[4] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 348 号）〈官報〉
[5] 食品安全衛生関係
◇輸入食品に対する検査命令の実施（ベトナム産カエル、その加工品）〈厚生労働省〉
[6] 廃棄物関係
◇令和４年度建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール等の実施結果〈環境省〉
◇「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの実施について ～食品ロス削減に向け、農林水産省、消費者庁、環境省、地方公共団体ネットワークが共同で実施～〈環境省・農林水産省〉
◇「食品ロス削減関係参考資料」を更新しました。〈消費者庁〉
[7] 環境安全関係
◇（仮称）珠洲風力発電所拡張事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[8] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］ ３件 ［公募結果、意見募集結果］ １件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］ ６件 ［開催記録、報告、資料等］ ２件
[10] 海外の化学物質管理情報
〇国際：３件 〇欧州：７件 〇米国：17 件 〇カナダ：１件 〇ウクライナ：１件
〇オーストラリア：１件
[11] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件

犬香需（イヌコウジュ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇カセットコンロのボンベ破裂か 客が重体 お好み焼き鉄板の席で

＜NHK　2022 年 12 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221202/k10013910481000.html

1 日夜、兵庫県伊丹市の飲食店で爆発音がして食事をしていた客が意識不明の重体となっています。カセットコンロのボンベが破裂したとみられ、警察が当時の状況を詳しく調べています。

警察によりますと 1 日午後 7 時すぎ、兵庫県伊丹市西台の「お好み焼 焼肉かるろす」で爆発音がして、食事をしていた 60 歳くらいの客の女性が倒れました。

女性は病院で手当てを受けていますが、意識不明の重体となっています。

女性が座っていたのは鉄板の敷かれたテーブル席で、お好み焼きを食べたあと、店側にカセットコンロをのせてもらい、焼き肉を食べていたところ、ボンベが破裂したとみられています。

当時、店内には女性を含めて客が 2 人と、店主とその妻の合わせて 4 人がいましたが、女性のほかにけがをした人はいなかったということです。

警察は、お好み焼きを食べたあと、どれくらい時間がたってからカセットコンロが置かれたのかなど、当時の状況を詳しく調べています。

現場は阪急電鉄の伊丹駅から北西に 200 メートルほどの住宅や店舗が建ち並ぶ地域です。

◇***その他の事故、事件***

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031339/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_221201_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：94 件

うち重大事故等として通知された事案：25 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031341/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_221201_02.pdf

1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く)：２件

(2)事故情報(食中毒情報)：８件

2. リコール・自主回収情報

(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：53件

(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：６件

****

[2] ***[特集] 新型コロナウイルス感染症***

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t1J5BNjVFSbbDmQlY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）＜厚生労働省　2022 年 12 月 1 日＞

https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2z4VaLS5eUq3YglJY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年 12 月１日版）

＜厚生労働省　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-bNsGxhoZJvut6RY

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time

information-sharing System on COVID-19
＜厚生労働省　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s1Z9ANzRESLfCm8hY
・「新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G_7VqHR5uYp3nSGJY

・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第161号）

［官報］　令和4年11月30日　特別号外　第102号　1～4頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221130/20221130t00102/20221130t001020001f.html

○厚生労働省令第 161 号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則 第十五条の四の三　（略） ２　新型コロナウイルス感染症特例対象期間中に実施された第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等（当該休業等について雇用調整助成金が支給されるものに限る。以下この条及び次条において単に「休業等」という。）の日数は、同条第三項ただし書に規定する基準雇調金の対象期間の開始の日以後の支給日数に含めない。 ３　新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ⑴(i)中「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）から起算して一年」とあるのは、「当該事業主が指定した日から起算して一年（当該事業主が指定した日が令和二年一月二十四日から令和四年三月三十一日までの間にある場合は、当該事業主が指定した日から令和五年三月三十一日まで）」とする。	附　則 第十五条の四の三　（略） ２　新型コロナウイルス感染症特例対象期間中に実施された第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等（当該休業等について雇用調整助成金が支給されるものに限る。以下この条において単に「休業等」という。）の日数は、同条第三項ただし書に規定する基準雇調金の対象期間の開始の日以後の支給日数に含めない。 ３　新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「⑸に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」と、同号イ⑴(i)中「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）から起算して一年」とあるのは「当該事業主が指定した日から起算して一年（当該事業主が指定した日が令和二年一月二十四日から令和三年十一月三十日までの間にある場合は、当該事業主が指定した日から令和四年十一月三十日まで）」と、同号ロ中「出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」

	とする。
４　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の休業等に係る第百二条の三第三項の規定の適用については、同項本文中「百日」とあるのは、「百日に令和二年一月二十四日から令和四年十一月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等（当該休業等について雇用調整助成金が支給されるものに限る。）の実施日数を加えた日数」とする。	４　休業等を行う新型コロナウイルス感染症関係事業主については、第百二条の三第一項第三号の規定は、適用しない。
５　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第三項の規定により読み替えて適用する第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者（以下この条において「対象被保険者」という。）の令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの期間中に同号イ⑸に規定する判定基礎期間（以下この条及び次条において「判定基礎期間」という。）の初日がある休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）に同条第一項第二号イに規定する教育訓練を実施した日数に応じた訓練費（以下この条において「訓練費」という。）を加算した額を支給するものとする。	５　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第三項の規定により読み替えて適用する第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者（以下この条において「対象被保険者」という。）の令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの期間中に同号イ⑸に規定する判定基礎期間（以下この条において「判定基礎期間」という。）の初日がある休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）に同条第一項第二号イに規定する教育訓練を実施した日数に応じた訓練費（以下この条において「訓練費」という。）を加算した額を支給するものとする。
６～19　（略）	６～19　（略）
20　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等については、第百二条の三第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額を支給するものとする。	（新設）
21　新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて、特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う対象被保険者の令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に対する前項の規定の適用については、同項中「基本手当日	（新設）

額の最高額」及び「当該額」とあるのは、「九千円」とする。	
22　前項の事業主であつて第十項各号のいずれにも該当するものに対する第二十項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「十分の九」とする。	（新設）
23　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和二年一月二十四日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に係る第百二条の三第一項の規定の適用については、同項中「次の各号のいずれにも」とあるのは、「第一号、第二号及び第四号のいずれにも」とする	（新設）
24　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和二年一月二十四日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に係る第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「⑸に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」と、同号イ⑵(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ⑸中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同号ロ中「出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」とする。	（新設）
25　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある教育訓練に係る第百二条の三第一項第二号の適用については、同号イ⑵(ⅱ)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。	21　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和二年四月一日から令和四年十一月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある教育訓練に係る第百二条の三第一項第二号の適用については、同号イ⑵(ⅱ)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする
26　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第三項の規定により読み替えて適用する第百二条の三第	22　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第三項の規定により読み替えて適用する第百二条の三第

一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ⑵中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。	一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和四年十一月三十日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ⑵中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。
27　（略）	23　（略）
第十五条の四の三の二　四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等を行う第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（前条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症関係事業主を除く。）に係る第百二条の三第一項の規定の適用については、当該休業等に限り、同項中「次の各号のいずれにも」とあるのは、「第一号、第二号及び第四号のいずれにも」とする。	（新設）
２　前項の事業主が行う対象被保険者の令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に係る第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ⑵(i)中「行ｖわれるもの」とあるのは、「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」とする。	
（労働保険料滞納事業主等に対する不支給に関する暫定措置）	（労働保険料滞納事業主等に対する不支給に関する暫定措置）
第十七条の五の二　令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等を行つた事業主に対する第百二条の三第一項の雇用調整助成金の支給について、附則第十五条の四の三の規定による支給を受ける場合における第百二十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「支給しないものとする」とあるのは、「支給しないものとする。ただし、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等について、職業安定局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」とする。	**第十七条の五の二**　附則第十五条の四の三第五項及び第六項に規定する期間に判定基礎期間の初日がある休業等を行つた事業主対する第百二条の三第一項の雇用調整助成金の支給について、附則第十五条の四の三の規定による支給を受ける場合における第百二十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「支給しないものとする」とあるのは、「支給しないものとする。ただし、附則第十五条の四の三第五項及び第六項に規定する期間に判定基礎期間の初日がある休業等について、職業安定局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

・新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 162 号）

［官報］　令和４年 11 月 30 日　特別号外　第 102 号　４頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221130/20221130t00102/20221130t001020004f.html

〇厚生労働省令第 162 号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第

五十四号）第八条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年 11 月 30 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金） **第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間（附則第二条において「対象期間」という。）に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。附則第二条において同じ。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。附則第二条において同じ。）に雇用されるものに対して支給するものとする。 ２　（略） ３　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第一項に規定する被保険者の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。）の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の六十（令和二年四月一日から令和四年十一月三十日までの間にあっては、百分の八十）を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、その額）を日額とする。 一・二　（略） 三　令和四年一月一日から令和五年三月三十一日までの間雇用保険法第十七条第四項第二号ロに定める額（その額が同法第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の	（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金） **第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和四年十一月三十日までの間（附則第二条において「対象期間」という。）に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。附則第二条において同じ。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。附則第二条において同じ。）に雇用されるものに対して支給するものとする。 ２　（略） ３　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第一項に規定する被保険者の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。）の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の八十を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、その額）を日額とする。 一・二　（略） 三　令和四年一月一日から同年十一月三十一日までの間雇用保険法第十七条第四項第二号ロに定める額（その額が同法第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五

五十を乗じて得た額 ４～10　（略）	十を乗じて得た額 ４～10　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの「予診票の確認のポイント（接種従事者向け）」を更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_bdoHxxsYJ_qs2BY

・コロナワクチン接種後死亡受け 集団接種会場で対応訓練 愛知

＜NHK　2022 年 12 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221201/k10013909721000.html

愛知県愛西市の集団接種会場で、新型コロナウイルスのワクチンの接種を受けた女性の体調が急変し死亡したことを受けて、愛知県の大規模集団接種会場で、アナフィラキシーが起きた場合を想定した応急対応などの訓練が行われました。

11 月、愛西市の集団接種会場で新型コロナウイルスのワクチンの接種を受けた女性の体調が急変して、およそ 1 時間半後に死亡し、愛知県医師会は「アナフィラキシーが強く疑われ、ちゅうちょすることなくアドレナリンの筋肉注射をすべきだった」とする検証結果をまとめています。

1 日、名古屋空港ターミナルビルの県の大規模集団接種会場で行われた訓練は、医師や看護師、それに会場を運営するスタッフなど 26 人が参加し、4 回目のワクチンを接種した基礎疾患を持つ 47 歳の女性が重いアナフィラキシーを発症したという想定で行われました。

この中で、体調の異変に気付いた看護師が大きな声で応援を呼び、患者役の女性を救護室に運ぶと、医師がアナフィラキシーの症状を抑える注射薬を打つ判断をしていました。

そして救急車を手配しながら、点滴や酸素投与を行うなどの応急対応を確認していました。

参加した医師は「初めて集まったスタッフで応急の対応をするうえで、声をかけ合うことの大切さを実感しました」と話していました。

****

[3] 「新たな化学物質規制を踏まえた自律的な化学物質管理促進セミナー」の動画配信について

＜厚生労働省　2022 年 12 月 1 日＞

https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3ZdIPzxMQL_KkoBY

厚生労働省では、令和４年９月～10月に、委託事業（委託先：みずほリサーチ&テクノロジーズ）により、「新たな化学物質規制を踏まえた自律的な化学物質管理促進セミナー」（計３回）を実施いたしました。

本セミナーは、労働安全衛生法の新たな化学物質規制や化学物質のリスクアセスメント等についての理解を深めて頂くことを目的に、各回ごとに異なるプログラムを設け、開催日には、多くの方々にライブ配信をご視聴いただきました。

今般、このセミナーをご都合の良い時に申込不要で無料視聴頂けるよう、動画配信を開始しましたので、以下のとおり、セミナーの概要や視聴に関する情報をご案内いたします。

セミナーの概要

令和４年２月及び５月に労働安全衛生法の関係政省令が改正されたことにより、職場における化学物質管理は、以下のように変わります。

・ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加
・濃度基準値設定物質のばく露濃度を基準値以下とすることが義務付けられる
・化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められる
・自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められる

本セミナーでは、以下の３つのプログラムを設け、新たな化学物質規制の概要、SDSの作成・確認、リスクアセスメントの方法、等について解説しました。セミナーの詳細については、下記リンク先のPDFをご確認ください。

【第１回】リスクアセスメントを実施する事業者（初心者）向けプログラム

ラベル・SDSの見方・活用方法、これから取り組む化学物質のリスクアセスメントなど
【第２回】ラベル・SDSを提供する事業者向けプログラム
SDS制度及びGHS分類ガイダンスを活用したSDS・ラベル作成、GHS混合物分類判定システム（NITE-Gmiccs）の使用方法など
【第３回】リスクアセスメントを実施する事業者（一般）向けプログラム
ラベル・SDSの効果的な活用方法、事例を踏まえた効率的・実効的なリスクアセスメントの方法など
【全回共通】新たな化学物質規制に関する説明（厚生労働省）

セミナーのご案内パンフレット　→
https://www.mizuho-rt.co.jp/seminar/info/2022/sds-ra/pdf/sds-ra.pdf

視聴用URL等
セミナーの動画は、独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所のウェブサイト上にて、令和５年２月末までご視聴いただけます（お申込みは不要）。視聴用URLは以下のとおりです。なお、資料及び講演内容は、セミナーが行われた令和４年10月時点のものです。

セミナー動画　→　https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/movies.html#mizuhoSeminar
（※独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所のページへ移動します）

お問い合わせ先
本セミナーの動画配信に関するご質問は、委託先のみずほリサーチ&テクノロジーズへお問い合わせ下さい。なお、ご視聴者の機材によって対応が異なることから、オンライン接続や音量調整等、技術的な質問については、お答えしかねる旨、ご了承ください。

受託者および問い合わせ先：
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
サステナビリティコンサルティング第２部 環境リスクチーム
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2-3（令和４年12月18日まで）
〒100-8176 東京都千代田区大手町1-5-5（令和４年12月19日以降）
e-mail: env_risk_seminar@mizuho-rt.co.jp
TEL: 03-5281-5288（受付時間［平日］10:00～17:00）
※テレワーク推進中につき、極力電子メールでのお問い合わせをお願い申し上げます。

〔ご参考〕職場における化学物質管理に関する相談窓口
厚生労働省では、職場における化学物質管理に関する相談窓口を設置しており、ラベル・SDS、リスクアセスメントの方法、新たな化学物質管理の制度の内容、等に関するご質問を受け付けています。
化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導のご案内
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html

****

[4] *医薬品*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第348号）

［官報］ 令和４年12月２日　本紙　第870号　３頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221202/20221202h00870/20221202h008700003f.html

○厚生労働省告示第348号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第一号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年12月２日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第一の二 一・二　（略） 三　一般用ＳＡＲＳコロナウイルス抗原・インフルエンザウイルス抗原キット	別表第一の二 一・二　（略） 三　（新設）

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇輸入食品に対する検査命令の実施（ベトナム産カエル、その加工品）

＜厚生労働省　2022年12月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_bdoHxxsYJ_lTSBY

本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第26条第３項に基づく検査命令（輸入届出ごとの全ロットに対する検査の義務づけ）を実施することとしたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
ベトナム産カエル及びその加工品（簡易な加工に限る。）	エンロフロキサシン フラゾリドン	検疫所におけるモニタリング検査の結果、ベトナム産カエルからエンロフロキサシン及びフラゾリドンを検出したことから、検査命令を実施するもの。

エンロフロキサシンについて

１．動物用医薬品（合成抗菌剤）

２．許容一日摂取量（人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量）は、体重１kg当たり0.002mg/日です。

３．現実的ではありませんが、体重60kgの人が、エンロフロキサシンが0.07ppm残留したカエルを毎日1.7kg摂取し続けたとしても、一生涯の平均的な摂取量が許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

フラゾリドンについて

１．動物用医薬品（合成抗菌剤）

２．国際機関等において許容一日摂取量が設定されていないことから、食品中に不検出とする基準を設定しています

****

[6] ***廃棄物関係***

◇令和４年度建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール等の実施結果

＜環境省　2022年12月１日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00867.html

都道府県及び政令市等の建設リサイクル法担当部局、環境部局及び労働基準監督署が合同で、建設リサイクル法等に係る全国一斉パトロールを実施しました。

１．概要

建設現場における建設リサイクル法等の遵守を徹底するため、毎年、現場パトロールを実施しています。

今年度も６月～７月及び10月～11月において、都道府県及び政令市等の建設リサイクル法担当部局、環境部局及び労働基準監督署の職員が建設工事現場に立入り、以下の観点で状況確認・指導等を実施しました。

【建設リサイクル法担当部局】建設リサイクル法の遵守状況の確認及び周知徹底

【環境部局】廃棄物処理法、大気汚染防止法及びフロン排出抑制法の遵守状況の確認及び周知徹底

【労働基準監督署】労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認及び周知徹底

２．実施結果（環境部局が実施したもの）

対象法令名	立入件数[1)] [2)]	行政指導件数[1)]	行政指導の概要等
建設リサイクル法	4,584 件	37 件	主に分別解体等実施義務や特定建設資材廃棄物[3)] の再資源化等義務の不履行に関する助言でした。是正勧告及び命令はありませんでした。
大気汚染防止法	5,194 件	1,941 件	主に事前調査[4)] 結果の報告・掲示の不備に関する指導でした。命令はありませんでした。
フロン排出抑制法	3,335 件	295 件	主に特定解体工事元請業者から発注者への第一種特定製品[5)] の設置の有無に関する事前の書面交付・説明義務の不履行に関する指導及び助言でした。

１）６月～７月及び10月～11月に実施した件数の合計値を計上。
２）合同で実施したものも各法律に基づく立入検査として計上。
３）法で定められている特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）が廃棄物となったもの。
４）建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを調査するもの。
５）業務用の空調機器（エアコンディショナー）及び冷凍冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使われているもの。

環境省は、引き続き関係省庁、各都道府県及び政令市等と連携しながら、建設工事現場における建設リサイクル法の推進及び環境法令の周知徹底に取り組んでまいります。

◇「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの実施について
～食品ロス削減に向け、農林水産省、消費者庁、環境省、地方公共団体ネットワークが共同で実施～
＜環境省　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00881.html
＜農林水産省　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/221201_2.html

---

◇「食品ロス削減関係参考資料」を更新しました。
＜消費者庁　2022 年 12 月 1 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/#d221201

****

[7] ***環境安全関係***

◇（仮称）珠洲風力発電所拡張事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00871.html

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇2022 年度環境省 LD-Tech リスト（案）及び水準表（案）の意見募集等について

＜環境省　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00862.html

---

◇「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の参画事業者を募集中です！

＜厚生労働省　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3ZdIPzxMQL_KksBY

◇令和 5 年度食品安全モニターの募集について

＜内閣府　2022 年 12 月 1 日＞　http://www.fsc.go.jp/monitor/bosyu/2023monitor-bosyu.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇洋上風力発電に係る環境アセスメントの情報収集を実施する海域の公募選定結果について

＜環境省　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00783.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会環境保健部会（第 49 回）の開催について　　12 月 7 日

＜環境省　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00840.html

（1）今後の熱中症対策の在り方について

（2）報告事項

（3）その他

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　12 月 8 日

＜内閣府　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zYdYLyxcUK_Vf9BY

議題１　医薬品スパイクバックス筋注について

・食品安全委員会（第 881 回）の開催について　　12 月 6 日

http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai881.html

（1）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「JPBL013 株を利用して生産された α-アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（2）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・動物用医薬品「オルメトプリム」に係る食品健康影響評価について

・飼料添加物「Corynebacterium glutamicum により生産された塩酸 L-ヒスチジンを有効成分とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

（3）その他

・サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けたカーボンフットプリントの算定・検証等に関する検討会（第 3 回）　　12 月 7 日

＜経済産業省　2022 年 12 月 1 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48435

1. 第２回検討会から継続議論する論点
2. 他社製品と比較される CFP の算定において最低限満たすべき要件
3. グリーン調達における CFP の利活用について
4. レポート骨子案及びガイドライン骨子案について

・第 28 回 J-クレジット制度運営委員会　　12 月 9 日

＜経済産業省　2022 年 12 月 1 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48437
1. 認証委員会での議論を受けた制度文書等の改定【審議事項】
2. 新規方法論の策定【審議事項】
3. 方法論の改定【審議事項】
4. その他の制度文書・方法論の改定【審議事項】
5. カーボン・クレジット市場の実証について【報告事項】
6. Ｊ－クレジット制度の最近の動向【報告事項】
・総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入･次世代電力ネットワーク小委員会　 再生可能エネルギー長期電源化･地域共生ワーキンググループ(第5回)　　12 月 5 日
＜経済産業省　2022 年 12 月 1 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48441
1. 中間とりまとめ（案）

[開催記録、報告、資料等]
・第３回化学物質管理に係る専門家検討会　議事録　　11 月４日
＜厚生労働省　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-bNsGxhoZJvhSmRY
（１）　ばく露が濃度基準値を下回ることを確認するための測定方法の考え方
（２）　作業環境測定（個人サンプリング法）の対象物質の拡大の検討
（３）　その他
・化学物質管理に係る専門家検討会
＜厚生労働省　2022 年 12 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3ZdIPzxMQL_FbwBY
（１）ばく露が濃度基準値を下回ることを確認するための測定方法の考え方
（２）作業環境測定（個人サンプリング法）の対象物質の拡大の検討
（３）その他
****

[10] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 611 号　2022 年 11 月 30 日　から＞

〇国際
・Register for the webinar on Advances in Understanding Per- and Polyfluoroalkyl Substances
＜経済協力開発機構(OECD)＞
https://www.oecd.org/chemicalsafety/portal-perfluorinated-chemicals/webinars/#d.en.418532
標記のウェビナーの開催について掲載された。開催日は 2022/12/06。
・REGISTER FOR THE WEBINAR ON RECENT IMPROVEMENTS AND FUTURE CHALLENGES FOR THE ADVERSE OUTCOME PATHWAY (AOP) FRAMEWORK AND THE AOP-WIKI
＜経済協力開発機構(OECD)＞
https://www.oecd.org/env/ehs/testing/webinars-on-testing-and-assessment-methodologies.htm
標記のウェビナーの開催について掲載された。開催日は 2022/12/14。
・Draft Guidance and Review Documents/Monographs
＜経済協力開発機構(OECD)＞
https://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-guidance-review-documents-monographs.htm
下記のガイダンス案に対する意見募集が開始された。期限は 2022/12/23 まで。
〇Draft Detailed Review Paper on the inclusion of thyroid endpoints in OECD fish tests
---

〇欧州
・SCHEER - Final Opinion on "Draft Environmental Quality Standards for Priority Substances under the Water

Framework Directive″ - Fluoranthene
＜欧州委員会(EC)　2022 年 11 月 23 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-final-opinion-draft-environmental-quality-standards-priority-substances-under-water-framework-2022-11-23_en
標記に関する SCHEER（Scientific Committee on Health, Environmental and Emerging）の最終意見が公表された。
・LIFE Programme: €380 million for 168 new green projects all around Europe
＜欧州委員会(EC)　2022 年 11 月 23 日＞　https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_6983
環境と気候変動対策のための LIFE Programme に関する記事が掲載された。
〇各国のサマリー　→ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_22_6984
・Commission Delegated Regulation (EU) 2022/2291 of 8 September 2022 amending Annex I to Regulation (EU) 2019/1021 of the European Parliament and of the Council on persistent organic pollutants, as regards hexachlorobenzene (Text with EEA relevance)
＜欧州委員会(EC)　2022 年 11 月 23 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022R2291&qid=1669274334320
欧州 POPs 規則の改正規則の公布が官報公示された。附属書Ｉに記載されている hexachlorobenzene（HCB）に関して、意図しない微量汚染物質（UTC）の濃度限界を設定するもの。発効日は 2022/12/13。
・Commission Implementing Decision (EU) 2022/2298 of 23 November 2022 postponing the expiry date of the approval of propiconazole for use in biocidal products of product-type 8 in accordance with Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance)
＜欧州委員会(EC)　2022 年 11 月 24 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022D2298&qid=1669344658520
propiconazole についての製品型 8 の殺生物性製品への使用承認の有効期限を 2023/12/31 まで延期する欧州委員会執行決定が官報公示された。発効日は 2022/12/14。
・Advancing towards Zero-Pollution: EU joins call for ambitious global agreement to end plastic pollution by 2040
＜欧州委員会(EC)　2022 年 11 月 24 日＞
https://environment.ec.europa.eu/news/advancing-towards-zero-pollution-eu-joins-call-ambitious-global-agreement-end-plastic-pollution-2040-2022-11-24_en
プラスチック汚染に関する標記のニュースが掲載された。
・ECHA Weekly - 23 November 2022
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 11 月 23 日＞
https://www.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-233
＜REACH＞
〇Podcast: Next EU enforcement project to focus on imported products
標記に関する Podcast の公開について
＜ECHA＞
〇Market consultation: NAM-based tools and data
標記の市場調査について。期限は 2023/01/06 まで。(NAMs : new approach methodologies)
・Ongoing guidance consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 11 月 25 日＞
https://www.echa.europa.eu/support/guidance/consultation-procedure/ongoing-reach
2 件のガイダンスの草案が協議に入ったことが公表された。
〇Guidance for monomers and polymers (Version 3.0)
〇IR&CSA, Chapter R.11 (v 4.0), and specific sections of Chapters R.7b (v 5.0) and R.7c. (v 4.0)

〇米国

・EPA Publishes Thousands of Additional TSCA Risk, New Chemicals Submissions, Commits to Near Real-Time Publication Going Forward
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 21 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-publishes-thousands-additional-tsca-risk-new-chemicals-submissions-commits
TSCA に関する標記のニュースが掲載された。
・EPA Shares New Resources to Help Increase Awareness of Lead-Safe Work Practices and Reduce Lead Exposure During Home Renovation Projects
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 21 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-shares-new-resources-help-increase-awareness-lead-safe-work-practices-and
鉛暴露に関する標記のニュースが掲載された。
・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Residential Lead-Based Paint Hazards Disclosure Requirements (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 21 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/23/2022-25534/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for
標記のとおり、住宅用鉛ベースペイントの危険性開示要件に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/12/21 まで。
・Register for Webinar on Reducing Vertebrate Animal Testing
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 22 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/register-webinar-reducing-vertebrate-animal-testing
脊椎動物実験の削減に関するウェビナーが開催される。開催日は 2022/12/07。
・EPA and State Partners Announce Major Improvement in Clean Water Act Permit Compliance
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 22 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-and-state-partners-announce-major-improvement-clean-water-act-permit-compliance
水質浄化法に関する標記のニュースが掲載された。
・Request for Nominations for the Science Advisory Board Inorganic Arsenic Review Panel
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 22 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/22/2022-25170/request-for-nominations-for-the-science-advisory-board-inorganic-arsenic-review-panel
標記の専門家の募集について官報公示された。期限は 2022/12/09 まで。
・Control of Air Pollution From Aircraft Engines: Emission Standards and Test Procedures
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 23 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/23/2022-25134/control-of-air-pollution-from-aircraft-engines-emission-standards-and-test-procedures
航空機エンジンによる大気汚染の管理に関する標記の最終規則が官報公示された。発効日は 2022/12/23。
〇WTO/TBT 通報　→ https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1831%2FAdd.1
・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for Commercial Ethylene Oxide Sterilization and Fumigation Operations (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 23 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/23/2022-25534/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for
標記のとおり、エチレンオキシドの商業的滅菌および燻蒸作業に関する有害大気汚染物質の国家排出基準(NESHAP：National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants)情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加

の意見募集は 2022/12/23 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for Perchloroethylene Dry Cleaning Facilities (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 23 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/23/2022-25535/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for

標記のとおり、Perchloroethylene ドライクリーニング設備に関する NESHAP について情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/12/23 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Polychlorinated Biphenyls (PCBs): Consolidated Reporting and Recordkeeping Requirements (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 23 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/23/2022-25570/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request

標記のとおり、PCB の連結報告および記録保持要件に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/12/23 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for Halogenated Solvent Cleaners/Halogenated Hazardous Air Pollutants (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 23 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/23/2022-25577/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for

標記のとおり、ハロゲン化溶剤洗浄剤/ハロゲン化有害大気汚染物質に関する NESHAP について、情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/12/23 まで。

・TSCA Section 8(a)(7) Reporting and Recordkeeping Requirements for Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances; Notice of Data Availability and Request for Comment

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 25 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/25/2022-25583/tsca-section-8a7-reporting-and-recordkeeping-requirements-for-perfluoroalkyl-and-polyfluoroalkyl

TSCA 第 8 条(a)(7)に基づく per- and polyfluoroalkyl substances (PFAS)の報告および記録保持要件に関する規則案について、データ利用と意見募集の開始について官報公示された。意見募集は 2022/12/27 まで。

〇ニュース　→

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-releases-initial-regulatory-flexibility-analysis-proposed-pfas-reporting

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for Magnetic Tape Manufacturing Operations (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 25 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/25/2022-25626/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for

標記のとおり、磁気テープ製造に関する NESHAP について、情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/12/27 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NSPS for Magnetic Tape Coating Facilities (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 25 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/25/2022-25629/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-nsps-for

標記のとおり、磁気テープ塗布設備の NSPS(The New Source Performance Standards) に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/12/27 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Emission Guidelines for Large Municipal Waste Combustors Constructed on or Before September 20, 1994 (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 25 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/25/2022-25648/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-emission
標記に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/12/27 まで。
・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Hazardous Waste Generator Standards (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 25 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/25/2022-25654/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-hazardous
標記に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/12/27 まで。
・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for October 2022
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 11 月 25 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/25/2022-25743/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-october-2022
TSCA に基づき 2022/10/01～2022/10/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)が官報公示された。意見募集は 2022/12/27 まで。

○カナダ

・Nitrilotriacetic Acid Trisodium Salt: The Final Screening Assessment for Nitrilotriacetic Acid Trisodium Salt was published. A notice of intent to amend the Domestic Substances List to apply the Significant New Activity (SNAc) provisions of the Canadian Environmental Protection Act, 1999 to Nitrilotriacetic Acid Trisodium Salt was also published.
＜カナダ　2022 年 11 月 26 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/na3nta.html
標記物質に関する最終スクリーニング評価が掲載された。また、重要新規活動(SNAc)規定を適用するため、国内物質リスト（DSL）を修正する意向の通知が発表された。意見募集は 60 日間。

○ウクライナ

・G/TBT/N/UKR/240 Draft Order of the Ministry of Health of Ukraine "On approval of the Criteria for release of the N-nitrosamines and N-nitrosatable substances from elastomer or rubber teats and soothers"
＜ウクライナ　2022 年 11 月 25 日＞　https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUKR%2F240
標記物質の排出基準案の承認に関する省令についての WTO/TBT 通報が掲載された。要件を満たさない場合の販売と使用の禁止は 2024/01/01 から。発効は公表の 6 ヶ月後。
○G/TBT/N/UKR/240/Add.1　(Addendum)　→
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUKR%2F240%2FAdd.1

○オーストラリア

・Amended rules after consultation on 10 kg or less introductions
＜オーストラリア　2022 年 11 月 25 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/amended-rules-after-consultation-10-kg-or-less-introductions
The Industrial Chemicals (General) Amendment (Introductions of 10 kg or Less) Rules 2022 の開始についてのニュースが掲載された。

〇Categorisation Guide →
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/version-20-categorisation-guide-released-november-2022

****

[11] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況について （疑似患畜、鳥取県鳥取市）
＜環境省 2022 年 12 月 1 日＞ https://www.env.go.jp/press/111080_00012.html
・鳥取県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
＜農林水産省 2022 年 12 月 1 日＞ https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221201.html

********** 以上 **********